

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月5日

【会社名】 東洋埠頭株式会社

【英訳名】 TOYO WHARF & WAREHOUSE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 原 匡史

【本店の所在の場所】 東京都中央区晴海一丁目8番8号

【電話番号】 (03)5560-2701

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 坂本 啓則

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区晴海一丁目8番8号

【電話番号】 (03)5560-2701

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 坂本 啓則

【縦覧に供する場所】 東洋埠頭株式会社 川崎支店
(川崎市川崎区扇町13番1号)

東洋埠頭株式会社 大阪支店
(大阪市此花区梅町二丁目4番72号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成 29 年 6 月 28 日開催の当社第 106 回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成 29 年 6 月 28 日

(2) 当該決議事項の内容

第 1 号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金 2 円 50 銭 配当総額 193,077,783 円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成 29 年 6 月 29 日

第 2 号議案 株式併合の件

平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として、普通株式 10 株を 1 株に併合する。なお、株式併合が承認可決されたことを受け、平成 29 年 10 月 1 日より発行可能株式総数を 2 億 5,830 万株から 2,583 万株に、単元株式数を 1,000 株から 100 株に、それぞれ変更する。

第 3 号議案 取締役 8 名選任の件

取締役として、三浦等、原匡史、萩原卓郎、西修一、山口哲生、鈴木康司、堀尚義及び三上慎治を選任する。

第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

補欠監査役として、竹下正己を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	50,833	252	0	可決 (96.04%)
第2号議案	50,701	384	0	可決 (95.79%)
第3号議案				
三浦 等	44,332	6,753	0	可決 (83.76%)
原 匡史	42,862	8,223	0	可決 (80.98%)
萩原 卓郎	49,700	1,385	0	可決 (93.90%)
西 修一	49,706	1,379	0	可決 (93.91%)
山口 哲生	49,707	1,378	0	可決 (93.91%)
鈴木 康司	49,707	1,378	0	可決 (93.91%)
堀 尚義	49,584	1,501	0	可決 (93.68%)
三上 慎治	49,596	1,489	0	可決 (93.70%)
第4号議案				
竹下 正己	50,149	933	0	可決 (94.75%)

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注) 2. 賛成の割合は当該株主総会に出席した株主の議決権の数（事前行使分および当日出席分（途中退場した株主の議決権の数を含む））に対する割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の一部を加算しておりません。

以 上